

第六十九回帝國議院

東北興業株式會社法案外一件委員會議錄(速)第二回

付託議案
東北興業株式會社法案(政府提出)
東北振興電力株式會社法案(政府提出)

(五四)

昭和十一年五月十四日(木曜日)午後二時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 添田敬一郎君

理事内ヶ崎作三郎君 理事清水徳太郎君

理事信太儀右衛門君 理事鈴木辰三郎君

理事小山田義孝君

栗山 博君 土田 莊助君

氏家 清君 鶴見 祐輔君

奥山 龜藏君 菊池 良一君

林 平馬君 佐々木家壽治君

八角 三郎君 熊谷 直太君

藤井 達二君 綾部健太郎君

石坂 豊一君 岡田伊太郎君

田川大吉郎君 木村 武雄君

三鬼鑑太郎君 川俣 清音君

佐藤 啓君 同日委員菅野善右衛門君辭任ニ付其ノ補闕

トシテ鈴木辰三郎君ヲ議長ニ付選定セリ
出席政府委員左ノ如シ

法制局長官 次田大三郎君

資源局長官兼内閣 東北振興事務局長

第六類第五號 東北興業株式會社法案外一件委員會議錄 第三回 昭和十一年五月十四日

遞信省電氣局長 大和田悌二君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
東北興業株式會社法案(政府提出)○添田委員長 只今ヨリ會議ヲ開キマス、
本日ハ決定ニ入りタイト思ヒマス、御意見ガアレバ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマ
ス

○内ヶ崎委員 兩案ニ付キマシテハ一昨日

數時間ニ亘ツテ政府委員ト委員ノ間ニ質疑
應答ガアリマシテ其大體ヲ盡シ得タト思フ
ノデアリマス、東北振興ノ爲ニ洵ニ結構ナ
案デアルト思フノデアリマスカラ、贊成ノ
意ヲ表シマシテ、可決確定セラレンコトヲ
望ムノデアリマス○佐々木委員 私共同志モ兩案ニハ非常ニ
贊意ヲ表シテ居ルノデアリマス、唯私ハ此
兩案ヲ實施スルニ當リマシテ、一昨日以來
各委員カラ希望シテ居リマシタ事項ヲ、政府ハ成ベク御採用ヲ願ヒタイト云フコトヲ
申上ゲテ置キタイノデアリマス、社長、副
社長、其他幹部ノ任命ニ當リマシテモ、成ベ
ク其委員ノ希望ニ副ウテ戴キタイト云フコ
ト

ス

トヲ御願シマスルト同時ニ、發電所其他從

來民間カラ出願シテ居ルモノデ、又東北振
興ノ爲ニ頗ル適切ナルモノモアルヤニ問イ
テ、東北振興ガ十分成シ遂ゲラレルト云フ

コトハ考ヘラレナイノデアリマシテ、特ニ

東北ノ民衆ハ今日マデ常ニ事大主義デアッ
テ、常ニ與黨主義デアッテ、常ニ我國ノ政府ヲ信賴スルト云フ氣風ガアルノデアリマシ
テ、此氣風ハ、來年作好イデアラウ、又ニモヤハリアルコトト思フノデアリマス
ガ、内容方有效適切デアルナラバ、ドウゾ
專賣的ニ之ヲ兩會社デ獨占スルヤウナコト
ナシニ許可ヲサレテ、兩々相俟ツテ——民間ノ事業ト會社ノ事業ト兩々相俟ツテ、盛ニ東
北振興ノ爲ニ努メラレタイ、斯ウ云フ考ヲ
持ツテ居ルノデアリマス、尙又會社ノ所在地等ニ付キマシテモ、何モ斯モ東北振興ニ
ナルヤウニ御心配ヲ御願スルト云フコトヲ希望致シマシテ、兩案ニ満腔ノ贊成ヲ表ス
ル次第デアリマス

○川俣委員 私ハ此案ニ付テ實ハ反對シタ

イト思ツテ居ツタノデアリマス、ト云フノハ、

此內閣ガ成立サレテ以來、此議會ニ臨マレ

タ總理大臣ノ態度ハ、必シモ東北民衆ニ對

スル認識ガ十分デアルトハ認メラレナイ爲

ニ、サウ云フ認メラレナイ内閣ノ下ニ於

テ、東北振興ガ十分成シ遂ゲラレルト云フ

コトハ考ヘラレナイノデアリマシテ、特ニ

東北ノ民衆ハ今日マデ常ニ事大主義デアッ
テ、常ニ與黨主義デアッテ、常ニ我國ノ政府ヲ信賴スルト云フ氣風ガアルノデアリマシ
テ、此氣風ハ、來年作好イデアラウ、又ニモヤハリアルコトト思フノデアリマス
ガ、内容方有效適切デアルナラバ、ドウゾ
專賣的ニ之ヲ兩會社デ獨占スルヤウナコト
ナシニ許可ヲサレテ、兩々相俟ツテ——民間ノ事業ト會社ノ事業ト兩々相俟ツテ、盛ニ東
北振興ノ爲ニ努メラレタイ、斯ウ云フ考ヲ
持ツテ居ルノデアリマス、尙又會社ノ所在地等ニ付キマシテモ、何モ斯モ東北振興ニ
ナルヤウニ御心配ヲ御願スルト云フコトヲ希望致シマシテ、兩案ニ満腔ノ贊成ヲ表ス
ル次第デアリマス

○川俣委員 私ハ此案ニ付テ實ハ反對シタ

イト思ツテ居ツタノデアリマス、ト云フノハ、

此內閣ガ成立サレテ以來、此議會ニ臨マレ

タ總理大臣ノ態度ハ、必シモ東北民衆ニ對

スル認識ガ十分デアルトハ認メラレナイ爲

ニ、サウ云フ認メラレナイ内閣ノ下ニ於

テ、東北振興ガ十分成シ遂ゲラレルト云フ

コトハ考ヘラレナイノデアリマシテ、特ニ

東北ノ民衆ハ今日マデ常ニ事大主義デアッ
テ、常ニ與黨主義デアッテ、常ニ我國ノ政府ヲ信賴スルト云フ氣風ガアルノデアリマシ
テ、此氣風ハ、來年作好イデアラウ、又ニモヤハリアルコトト思フノデアリマス
ガ、内容方有效適切デアルナラバ、ドウゾ
專賣的ニ之ヲ兩會社デ獨占スルヤウナコト
ナシニ許可ヲサレテ、兩々相俟ツテ——民間

ヨウト考へテ居タノデアリマスガ、各委員

ノ方、並ニ色々東北振興ノ爲ニ専心骨ヲ折
ラレテ居ル松井局長アタリノ御意向ヲ考へ
マスト、幾分ナリトモ是ガ東北振興ノ爲ニ
役立ツノデハナイカト云フ考モ持チ得ラレ
マスノデ、更メテ希望ノ條件ヲ御示シテ賛

成申上ゲタイト思フノデアリマス、私ハ第
一ニ、總理大臣ハ東北振興ノ計畫ヲ立テラ
レル場合ハ、少クモ「モーニング」ヲ脱ギ捨
テテ、東北唯一ノモンペイ姿ニナッテ東北
振興計畫ヲ立テラレタイト云フコトヲ第一
ノ條件ト致シマス、第二ノ條件ハ東北ハ東
北救濟デアル、東北ガ窮乏シテ居ルカラト
云フヤウナ、同情的ナ立場カラ東北振興計
畫ガ爲サル、ベキデナクシテ、國策ノ上ニ
立ツタ兩案デアルト云フ立前デアルト云フ
コトヲ明示サレタルモノトシテ、此案ニ賛
成シテモ宜イノデアリマス、ト同時ニ東北
民衆ハ非常ニ期待ガ大キイノデアルノニ、
期待ニ副ハナイ點ガ多々アルノデアリマス
カラ、是ハ行政ノ諸設備ト並行シテ此會社
ノ目的ガ達成セラレルノデアルカラ、速ニ
東北振興計畫ヲ、答申案ニ基イテ次期議會ニ
速ニ提案サレルト云フコト、次ニ特ニ大切

ナコトハ經費モ左様必要デナイ東北ノ行政

機構ヲ速ニ改革シナケレバ、本當ノ東北振

興方圖リ得ラレナイト考ヘマスノデ、斯ウ

云フ點ヲ特ニ慎重ニ取扱フ、ソレカラ私共

總裁、社長ノ公選ヲ主張シタノデアリマス

ガ、此公選ヲ主張シタ立前ハ、他派ノ委員

ノ人カラモ述ベラレタヤウニ、官僚ノ古

手、或ハ事業ニ、緣故ノアル者ヲ排撃スル

ト云フ意味ニ於テ公選ヲ主張シタノデアリ

マスルカラ、此點ニ對スル希望ヲ附スル、

次ハ鑄業ノコトデアリマスガ、鑄業ハ實際

ハ着手シナイノダ、是ハ非常ニ弊害ヲ伴フ

故ニ著手セヌ、其他有畜農業等ニ於テ適當

ナ方法ガアレバ速ニ著手スルト云フコト、

次ハ農村實行組合、或ハ產業組合、或ハ自

治組合、共同組合ノヤウナ自治組合ニ低利

資金ヲ貸付ケルコトヲ條件トスル、是ハ第

一回ノ拂込金額位デモ宜イカラ、今カラ是

ダケヲ貸付ケルト云フコトヲ條件トスル、

ソレカラ肥料ノ統制法ト、此肥料ノ生產ト

ニ於テ衝突スル場合ハ、東北振興ノ目的ニ

適フヤウニ取計フト云フコトヲ、主務大臣

マシタ場合ニ於キマシテハ、出來マシタコ

ニ付ケルト云フコトヲ條件トスル、

ヨリモ一般ノ値下リヲ保證シテ賛意ヲ表

シマス

アラズシテ特殊會社デアリマスカラ、一般

ノ經濟界ノ推移ニ依ル肥料ノ値下リ、ソレ

ソレダケハ此特殊會社ニハサウ云フ傾向ヲ

重ノ生活ヲシテ居ル傾向ガ澤山アリマス、

ソレダケハ此特殊會社ニハサウ云フ傾向ヲ

本當ニ東北ニ使命ヲ持テ生レタ會社ニシ
テ貴ヒタイ、今迄ノ傾向カラ申シマスルト、

○佐藤委員 此兩法案トモ東北振興ノ根幹

トナルベキ所ノ、最モ適切ニシテ有用ナル

所ノ法案ト存ジマス、私ハ無條件デ本案ニ

リマス

○木村委員 第二控室カラノ希望ヲ申上ゲ

マス、東北ハ行政的ニ特異ノ待遇ヲシテヤ

ラナケレバ、東北ノ人々ガ救ハレナイト、

各方面ノ人々ノ集リデアリマスル第二控室

ノ人々ガ、全部同意ヲ表シテ吳レマシタ、

此點非常ニ感謝致シマス、併シ此出來上

ル會社ガ、本當ニ吾々ガ同情ヲ表シタ其同

ガ非常ニ希望シテ居ツテ吳レルニ第デアリ

マス、最初ニ申上ゲマスルコトハ、肥料會

社ガ出來マシタ場合ニ於テハ、營利會社ニ

アラズシテ特殊會社デアリマスカラ、一般

マシタ、全部兩案ニ付テ御贊成ト云フコト

デアリマス

○添田委員長 各派ノ皆様ヨリ御意見ガ出

マシタ、全部兩案ニ付テ御贊成ト云フコト

デアリマス

○添田委員長 御希望ハ承ッテ置キマス、本

案ハ原案ノ通り決定ヲ致シテ御異議アリマ

セヌカ

○添田委員長 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

セヌカ

モ申上ゲタ通リニ、努力シタ人ニ依テ酬

イラレルト云フヤウナ、有觸レタ今日マデ

ノ特殊會社ノ性質ヲ帶ビナイヤウニシテ、

モ申上ゲタ通リニ、努力シタ人ニ依テ酬

イラレルト云フヤウナ、有觸レタ今日マデ

ノ特殊會社ノ性質ヲ帶ビナイヤウニシテ、

モ申上ゲタ通リニ、努力シタ人ニ依テ酬

イラレルト云フヤウナ、有觸レタ今日マデ

ノ特殊會社ノ性質ヲ帶ビナイヤウニシテ、

モ申上ゲタ通リニ、努力シタ人ニ依テ酬

イラレルト云フヤウナ、有觸レタ今日マデ

ノ特殊會社ノ性質ヲ帶ビナイヤウニシテ、

モ申上ゲタ通リニ、努力シタ人ニ依テ酬

謝致シテ居リマスガ、此會社ハ先程川俣君

モ申上ゲタ通リニ、努力シタ人ニ依テ酬

イラレルト云フヤウナ、有觸レタ今日マデ

ノ特殊會社ノ性質ヲ帶ビナイヤウニシテ、

モ申上ゲタ通リニ、努力シタ人ニ依テ酬

ス——此際一寸御挨拶ヲ申上ゲマス、此兩法案ガ付議セラレマシテ以來、極メテ短期日ノ間ニ、簡潔ニシテ要ヲ得タ御質問ガアリ、又之ニ對シテ政府ヨリモ懇切丁寧ナル御答辯ガアリマシテ、平穏無事ノ間ニ此案ガ決定ヲスルニ至リマシタ、不肖此席ヲ汚シマシテ、皆様ノ御援助ヲ蒙リマシタコトヲ茲ニ感謝ヲ致シマシテ、此會ヲ閉チルコトニ致シマス

〔拍手起ル〕

午後一時五十分散會

〔參照〕

委員長ニ於テ指名シタル補闕理事左ノ如

シ

理事 鈴木辰三郎君

(理事菅野善右衛門君本日
委員辭任ニ付其ノ補闕)

昭和十一年五月十四日印刷

昭和十一年五月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 常磐印刷株式會社